



農家が知っておきたいお金の話

西田 FP 事務所
農業専門 FP 西田凌

農家が知っておきたいお金の話

- 著作権について

「農家が知っておきたいお金の話」(以下本冊子といいます)は、著作権で保護された著作物です。本冊子の著作権は発行者(西田 FP 事務所 代表 西田 凌)にあります。本冊子のご利用に際しては以下の点にご注意ください。

- 使用許諾契約

本契約は本冊子を入手した個人・法人(以下甲といいます)と発行者(以下乙といいます)との間で合意した契約になります。本冊子を甲が受取、開封することで甲はこの契約に合意したとみなします。

第1条 本契約の目的

乙が著作権を有する本冊子に含まれる情報を、本契約にもとづき甲が非独占的に使用する権利を承諾します。

第2条 禁止事項

本冊子に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。甲は本冊子から得た情報を、書面による乙の事前許可を得ずに出版、講演活動や電子・WEB メディアによる配信等によって一般に公開することを禁止します。特に本冊子を第三者に渡すことを固く禁じます。甲は自らの事業や所属する会社および関連組織においてのみ本冊子に含まれる情報を利用できます。

第3条 損害賠償

甲が本契約の第2条に違反し、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対して違約金を請求する場合があります。

第4条 契約の解除

甲が本契約に違反したと乙が判断した場合には、乙は使用許諾契約書を解除することができます。

第5条 責任の範囲

本冊子の情報の利用の一切の責任は甲にあります。この情報を使って生じたいかなる損害も乙は一切の責任を負いません。

目次

はじめに	4
1 部 農家の社会保険	6
1) 日本の社会保険は手厚い	6
2) 農家に関する社会保険	7
国民年金の知っておきたい話	10
国民健康保険の知っておきたい話	16
介護保険の知っておきたい話	18
自営農家とサラリーマンの違い	23
2 部 家計の見直し	25
1) 正しい家計の見直しとは?	25
2) まずは固定費を見直す! その注意点とポイント	25
携帯通信料	26
生命保険の見直し	29
3) 生命保険の見直しのポイント	31
世帯主の死亡 (生命保険)	36
病気やケガによる入通院 (医療保険・がん保険)	40
就業不能となった場合は?	51
障害を負う	55
長生きへの備え	56
介護状態になる	58
おわりに	60
お問い合わせ	61

はじめに

特典をダウンロード頂きありがとうございました！

この特典では農家を目指す人や、すでに農業を営んでいる人が知っておきたいお金の話をお伝えしています。

今回はお金の話をする上で欠かすことのできない「社会保険」と「家計の見直し」についてです。

まず、**社会保険を知らずにはお金の話ができない**といっても過言ではありません。

生命保険では国民健康保険、老後資金準備では国民年金といったように、社会保険は家計の様々な分野で関係してきますので、まずはそういった話の基となる社会保険について押さえておきたいポイントについてしっかりと確認していきましょう！

そして、それらを踏まえて家計の見直しはどうやっていけばいいのか？といった話をさせていただきます。

このパートでは特に皆さんが気になる所である**「保険の見直し」**についてもどうやっていけばいいか具体的にお話しているので、保険についてモヤモヤしている部分がきっと解決出来るはずです！

さらに、もう一つの特典でお渡しした、「**公的年金簡単確認シート**」と合わせて使っていただくことで、老後資金準備の方法や対策がより具体的にイメージして頂けるようになっていきます。

まずはこの特典でお金について

「**楽しく**」農業の土づくりと同じように学び！

「**楽しんで**」お金が貯まる仕組みを作り！

「**楽しみ**」な将来に変えていきましょう！

1 部 農家の社会保険

1) 日本の社会保険は手厚い

いきなりですが日本の社会保険ってどう思われますか？

社会保険って複雑だし、メディアから受ける年金などの印象はあんまりよくないなという方も多いでしょう。

しかし、実は日本の社会保険は皆さんが思っているよりも**保障は手厚い**のです。では、その根拠は何かという話を社会保険の中身を確認しながら説明していきますね。

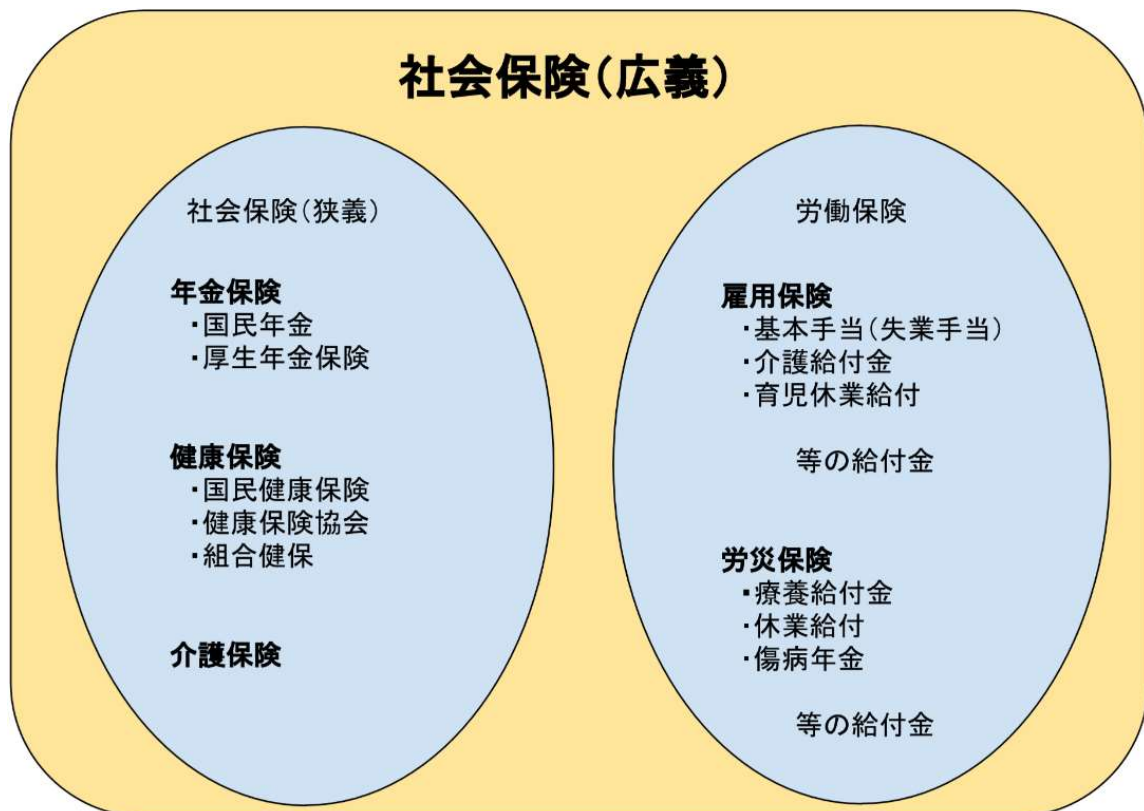
2) 農家に関する社会保険

社会保険は一般的に以下の図のように

社会保険・・・年金、健康保険、介護保険

労働保険・・・雇用保険、労災保険

大きくわけてこれらのものがあります。

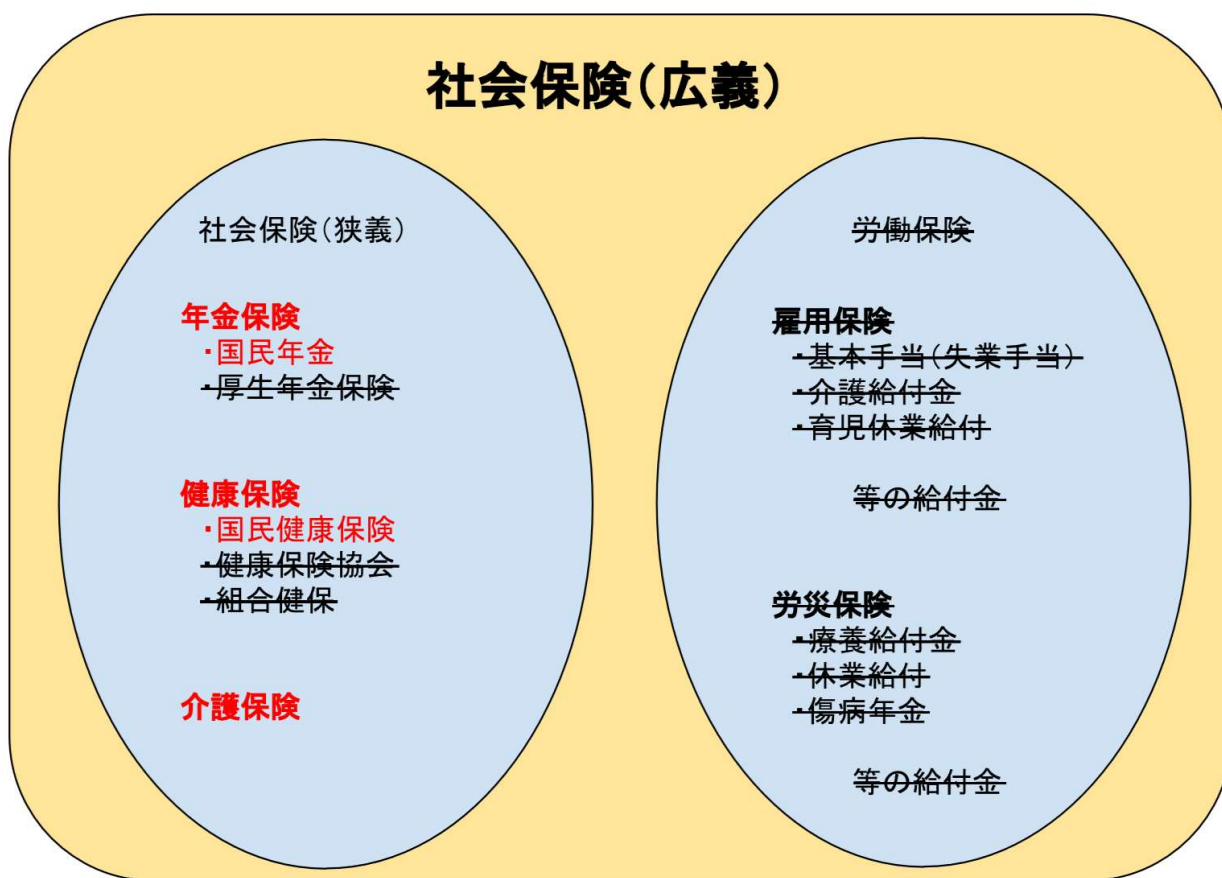


広い意味での社会保険と狭い意味での社会保険があり少し面倒ですが、特にあまり深く考えず社会保険はこうやって分けられてるのか～。という程度でとりあえず問題はありません。

しかし、人を雇うとなった時などは**従業員さんの為にしっかり整備**することはお忘れのないようにして下さいね！

ですので今回は、個人や家族経営をされている「あなた」や「ご家族」に関するものをお話していきます。

先ほどの社会保険の図のうち、自分や家族に関係する社会保険がこちら↓



赤い字の部分だけが関係してきますので

- ・ 国民年金
- ・ 国民健康保険
- ・ 介護保険（40 歳～）

これら3つが自営農家さんに関係するものとなりますので、これくらいだったら十分に把握できますよね！

※家族に扶養してくれる方がいれば健康保険協会も関係しますが、独立自営を前提でお話しますので今回は抜きにします。

そして、日本の社会保険は手厚いということを最初にお伝えしましたが、いよいよここからその中身について触れていきます。

この農家さんに関係する3つの社会保険でも、さらに中身を見ていけば沢山の保障があるのですが、特に知ってて貰いたい話をそれぞれピックアップしてお伝えします。

国民年金の知っておきたい話

ではまずは国民年金からいきましょう！

年金のイメージは現役時代に年金保険料を支払い、老後に年金として受け取るものというイメージがあるかもしれません。

これは「老齢基礎年金」と言われるものなのですが、実はこれ以外にも障害を負った時に受け取れる「障害基礎年金」と亡くなった時に遺族に支払われる「遺族基礎年金」の合計3つの支払い要件があります

ちなみに、**国民年金が本来は保険**というのはご存知でしょうか？
（払うお金も国民年金保険料になっていますよね！）

ですので、それぞれ以下のような場合に役に立つことになります。

老齢基礎年金・・・長生きした時の保険

障害基礎年金・・・障害を負った時の保険

遺族基礎年金・・・家族が亡くなった時の保険

では、それぞれ詳しく見ていきましょう！

国民年金で受け取れる3つの年金

① 老齢基礎年金

まずは長生きした時の備えである「**老齢基礎年金**」ですが、原則65歳になった時から受け取れる年金のことです。

20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた方は、**65歳から満額の老齢基礎年金が支給**されます。

もちろん納めていない期間の分はその分減額されることになります。

また、支払い期間が10年未満の場合はたとえ9年分納付していても、老齢年金は受け取ることが出来ません。

しかし、逆に言えば未納している場合でも、10年以上払っていればその分の老齢年金は受け取れる事になります。

※保険料を全額免除された期間の年金額は1/2(平成21年3月分までは1/3)となりますが、保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。

では、一番気になる将来の受け取り金額ですが、以下ようになります。

受給金額

780,100 円（満額）

H31 年 6 月現在

参考：[老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法](#) | 日本年金機構

例)

自営の個人農業を営む人が20歳から60歳まで国民年金の保険料を満額支払ったとした場合に、65歳になったら受け取れる老齢基礎年金の額は年間78万0,096円となります。

ちなみに老齢年金は基本的に12～3年程度で元が取れるようになっているので、将来の為にもしっかりと払うようにしましょう。

② 障害基礎年金

先ほどは老後に受け取れる年金の話をしてきましたが、今度はまた少し違った年金の一面をご紹介します。

一定の要件以上の障害を負った場合で、初診日より18カ月が経過した際に、所定の障害状態がある場合に障害の程度により障害基礎年金が支払われます。

自営業者の加入する国民年金の場合は障害等級が1級もしくは2級と認定された場合に障害年金が受け取れますが、いずれも働けない状態となる程度とされています。

受給金額

【1 級】 780,100 円×1.25+子の加算

【2 級】 780,100 円+子の加算

H31 年 6 月現在

※子の加算

第 1 子・第 2 子 各 224,500 円

第 3 子以降 各 74,800 円

参考：[障害基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法 | 日本年金機構](#)

※詳しい認定基準や要件が気になる方は参考のリンク先にも記載がございますのでご覧ください。

例) 50歳の個人農業を営む方が病気で倒れ、1年半後も症状が回復せずに障害等級が2級と認定された場合に18歳未満の子供が1人いた場合に受け取れる障害基礎年金は年間100万4600円となります。

③ 遺族基礎年金

被保険者が亡くなった時に、遺族に支払われる年金です。
遺族基礎年金を受け取れるのは子供がいる妻と子となり、子が18歳到達年度の末日（3月31日）まで支給されます。

受給金額

780,100 円+子の加算

H31 年 6 月現在

※子の加算 第1子・第2子 各 224,300 円
第3子以降 各 74,800 円

(注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

参考：[遺族基礎年金（受給要件・支給開始時期・計算方法）](#) | [日本年金機構](#)

※詳しい認定基準や要件が気になる方は参考のリンク先にも記載がございますのでご覧ください。

例) 40歳の個人農業を営む方が亡くなった場合、18歳未満の子供が1人いた場合に受け取れる遺族基礎年金は子が18歳になる年度末まで年間100万4600円となります。

年金のワンポイントアドバイス

年金の繰り下げ受給・・・国民年金は原則65歳になってから受け取れますが、最高で70歳まで繰り下げて増額する事ができます。（受け取り開始は70歳以降でも可能ですが増額は70歳分までです）

1ヵ月単位で繰り下げることができ、1ヵ月で**0.7%**年金受給額が増えます。（最高42%）

受け取りの年金額を増やしたい方には便利な制度となっています。

例）65歳で国民年金を75万円/年受給できる人が70歳まで受給を繰り下げた場合

70歳時点での受け取れる年金額は以下ようになります。

75万 → **106万5千円**（42%増額）

また、反対に60歳まで繰り上げ受給もありますがその分受給額が減ってしまいますので、生活費が無くどうしてもという場合でなければあまりおススメしません。

社会保険料控除・・・国民年金は社会保険料控除の対象となり課税所得から支払った分を差し引く事ができます。ご夫婦で就農している場合等はご主人が経営者で収入も高く設定してある場合も多く、ご主人が奥様の国民年金保険料を負担することで**ご主人の課税所得から所得控除ができる**ので、節税効果があります。

ただ、支払いは実際に負担したという事が前提ですので、奥様の口座から引き落としにしている場合などはご主人の所得控除（社会保険料控除）としては利用できませんので、面倒ですがコンビニ払いでご主人が支払う方が望ましいかと思われます。

詳しくはお近くの税務署などにお問合せされると詳しく教えてくれます。

付加年金・・・国民年金に加入している人だけ（サラリーマンは不可）が利用できる、年金の上乗せ制度に付加年金というものがあります。

これは毎月の国民年金保険料に 400 円/月を上乗せして払っていきませんが
受け取りの際の計算は以下のようになり

「支払った月数 × 200 円＝付加年金として毎年受け取れる金額」

つまり 2 年で元が取れる年金上乗せ制度となっています。

例えば、30 歳から 60 歳までの付加年金を支払った場合は 30 年間（360 カ月）で 14 万円 4000 円（360 カ月×400 円）の付加年金の保険料を納めます。

それが受け取りの際には 7 万 2000 円（360 カ月×200 円）が毎年受け取れるようになります。

ですので 2 年で元が取れ、3 年目以降はその分得をするといふかなり優遇された制度となっています。

早めに入れば入るほどお得になりますので、まだ加入されていない方やこれから新規就農する方で、厚生年金からの切り替えをされる方は手続きの際に必ず窓口の方に付加年金もしますとお伝えして下さい。

※国民年金基金や農業者年金に加入中の方は原則同時加入となりますので、既に参加されているはずですが。

社会保険の年金についての説明は以上となります。

次は病気やケガをした時に助けてくれる、国民健康保険についても見ていきましょう！

国民健康保険の知っておきたい話

一般的に病気で入院したら窓口で保険証を提示すれば、治療費は3割の自己負担で済むというのは皆さんご存知の通りですが、皆さんが加入する国民健康保険には「**高額療養費制度**」というものがあります。

これは知っているのと知らないのでは大きな差がありますので覚えておかれて損はありません。

・高額療養費制度

国民健康保険には**高額療養費制度**といって手厚い保障の仕組みがあります。

これは病気やケガなどで病院に掛かった時の治療費の自己負担額が高額になった場合に収入に応じてその自己負担額に上限が掛かる制度のことです。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1 %
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1 %
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1 %
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

参考：[高額療養費制度を利用される皆さまへ](#) | 厚生労働省

例) 100万円の医療費で、窓口での負担が30万円となった場合（年収400万円の場合）

負担の上限額 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$
= 87,430円（実際の自己負担額）

このように高額療養費制度により、治療費に関しては自己負担の上限があるので、**ある程度の貯蓄があれば病気になった時の治療費についてそう過度に心配することはなくても大丈夫**ということになります。

また治療が長期化した場合で1 2カ月以内に3回目以上該当した場合は4回目以降の自己負担限度額は「**多数該当**」となり自己負担金額がさらに下がります。

国民健康保険のワンポイントアドバイス

高額療養費制度で月の治療費の上限が決まると言っても、多少注意すべき点があるのでご紹介していきますね。

- ・1日から末日までにかかった医療費が該当するので、**月をまたいで入院した場合は限度額の支払いは2回分**となりますので、もし入院の予定が月末とかであれば少し先延ばしにしても問題無い場合は翌月の月初に入院するといったことも考えられます。

- ・高額療養費制度は基本的には支払った治療費の自己負担分は、一度自分で治療費を支払い、あとから申請により自己負担額を超えた分を国民健康保険から払い戻されるという仕組みになっているのです。

ですが、自己負担が大きくなりそうだと事前に分かっていたら、病院の窓口で「**限度額適用認定証**」と健康保険証を一緒に提示すれば窓口での支払いは自己負担限度額までとなりますので、一時的な大きな支払いも避けられます。

限度額適用認定証については国民健康保険の場合は各市町村の国民健康保険の窓口へ申請する形になりますので、もし自分やご家族が入院するとなった時にはこちらの準備もお忘れのないようにしましょう。

- ・健康保険が適用外の治療費や差額ベット代や食事代などの治療費以外の出費に関しては高額療養費制度の対象とはなりません。

介護保険の知っておきたい話

さて、いよいよ最後の「介護保険」についてお伝えしますね。

介護保険は「**介護費用負担の軽減**」を目的とし、地方自治体が2000年から運営している制度です。

まだ歴史が浅いので、どんな場合に対象となりどんな保障があるのかというのをご存知無いという方も多いのではないのでしょうか。

ひとまずは「**誰が**」「**どんな保障を**」受けられるかという点についてポイントをある程度は抑えておきましょう。

介護保険の被保険者（誰が）

介護保険の対象となる被保険者は次の2つの区分があります。

区分	名称	給付対象
第一号被保険者	65歳以上	要介護状態となった被保険者すべてが対象となる
第二号被保険者	40歳以上 65歳未満	特定疾病で要介護状態になった被保険者 (末期がん、脳出血、脳梗塞、パーキンソン病、 糖尿病性腎症、慢性関節リウマチ 他) ※交通事故は対象外

この区分に該当する人が介護保険の被保険者となります。

介護保険の基本的な仕組み（どんな保障を）

介護保険は上記に該当する被保険者が介護状態となった場合に、その程度に応じて介護サービスが利用できます。

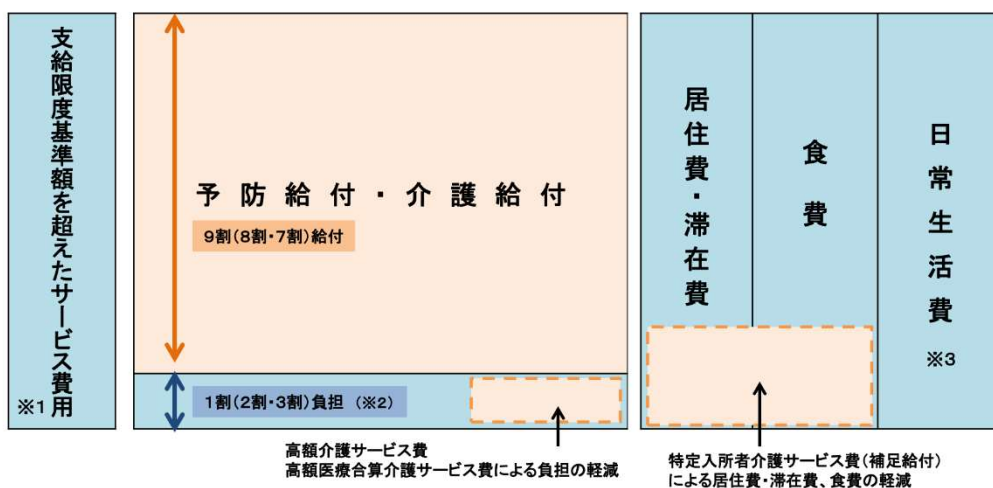
先に紹介した国民健康保険制度とも似ており、介護保険が適用となるサービスを利用した場合に、そのサービス料の**1割が自己負担**となる制度です。

※所得が高い人は自己負担が2～3割となります

※保険が適用しない部分については10割が自己負担となります。

・介護保険給付のイメージ図

青色の部分が自己負担となる部分になります。



※1 在宅サービスについては、要介護度に応じた支給限度基準額(保険対象費用の上限)が設定されている。

※2 居宅介護支援は全額が保険給付される。

「合計所得金額160万円以上、かつ、「年金収入＋その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」の場合は、2割負担となる。平成30年8月から、「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」の場合は、3割負担となる予定。

※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。
(例:理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

13

厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」より一部抜粋

この他にも介護保険には国民健康保険制度にある「高額療養費制度」のように、所得に応じて負担する上限額が設定されている「高額介護（介護予防）サービス費」というものもあります。

・高額介護（介護予防）サービス費

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額＋合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	○第1～3段階に該当しない者	世帯44,400円※1

厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」より一部抜粋

ただし、保険給付の自己負担分が対象となりますので
先ほどの介護保険給付のイメージ図にある**居住費・滞在費、食費、日常生活費などはこの制度の対象とはなりません。**

そして、もちろん国民健康保険制度と異なる仕組みもあり

① 介護状態によって利用できる範囲が決められている

② 在宅サービスを受ける場合は上限額がある

というものがあります。

特におさえておきたいのが

② 在宅サービスを受ける場合は上限がある です。

介護保険のサービスには大きく分けて以下のようなものがありますが、

- ・ 自宅に住む人のためのサービス（居宅）
- ・ 施設に入居するサービス施設（施設サービス）

この自宅に住む人のためのサービス（居宅）の方は介護保険からの給付額に制限があります。

《介護度別・支給限度額（月間）》

介護度	給付限度額	1割負担額
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

基本的にはこの給付限度額の予算に応じて、ケアマネージャーがケアプランを作成していきます。

ただ、希望する場合は支給限度額を超えてもサービスは受けられますが、その超過した分は全額が自己負担となります。

介護保険のワンポイントアドバイス

- ・介護サービスを受ける際の担当窓口は市町村の役場となります。
- ・民間の介護保険のように介護状態で一律にいくら支払われるというわけではありませんので、一緒になってしまわないように気を付けましょう。
- ・介護サービスの部分の自己負担は給付により軽減できるが、**基本的な居住費や生活費などは自己負担になってくる**ので、自分の年金でどれだけカバーができるのかなどは確認しておく方がいいでしょう。
- ・「高額介護（介護予防）サービス費」で第1～3段階に該当する方は「**負担限度額**」という制度があり、さらに自己負担が少なくなります。

世帯年収で適用できるかの判断がありますので、同居のご家族がいる場合は国民健康保険を同じ世帯にしておくか、それとも世帯分離にするかは国民健康保険料と介護サービスの自己負担額を比較しメリットのある方を選びます。

※ただし、その他にも資産残高や世帯の配偶者の課税など細かい条件もありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問合せ下さい。

自営農家とサラリーマンの違い

さて、年金や健康保険、介護保険等農家さんに関する社会保険についてここまでご説明してきました。

自営農家が加入する社会保険とサラリーマンが加入する社会保険には違いがあるというのは皆さんなんとなくご存知だとは思いますが、最初にお伝えしたように **お金の話をする上で社会保険を知ることはとても大事**になります。

特に、脱サラして新規就農するような方は社会保険の切り替えや、保険の見直しの際に抑えておきたいポイントになりますので、最後にそれぞれを比較しどんな違いがあるのかについてご説明したいと思います。

聞いたことがあるかと思いますが、社会保険については基本的には、自営業者よりもサラリーマンの方が給付金の額や保障の種類というのは手厚いとされています。

自営業者とサラリーマンの社会保険制度の主な違い

自営農家		サラリーマン
国民年金のみ	年金	厚生年金に加入 国民年金との2階建て構造
国民健康保険に加入 ×傷病手当金が無い	健康保険	協会けんぽや組合の健康保険に加入 ○傷病手当金がある (就労不能時の所得補償制度)
×無し	雇用保険	失業手当、育児休業給付、介護休業給付 など
×無し	労災保険	労災保険制度

特に抑えておきたいのは自営農家はサラリーマンに比べ

- ・年金の支給額が少ない
- ・傷病手当金が無い（就労不能時の国の所得補償制度）

という所です。

年金額については、年金のパートでお伝えした「老齢」、「障害」、「遺族」年金の額に上乗せしてサラリーマンの場合は厚生年金が支払われます。

脱サラして新規就農する方は、今までよりも社会保険からの保障が下がるという事ですので、サラリーマン時代よりも、万が一の時の死亡保障や就業不能リスクに備えておく必要性がサラリーマンに比べ自営業者の場合は高いといえます。

これについては次の家計の見直しパートでじっくり説明していきますね！

では、社会保険のパートは以上となります！

社会保険ってなんだかわかりづらいなと思われたかもしれませんが、日本の社会保険がこれだけ手厚いと知っているのと、知らないのには大きな違いがあります。

次にご紹介する「家計の見直し」のパートでは、社会保険がいかに手厚いものなのかという事がより実感できるかと思います。

2部 家計の見直し

1) 正しい家計の見直しとは？

家計の見直しで無駄に使っているお金をきちんと見直し、出ていくのを防ぐことができれば、今までは消えてなくなっていたお金が残り、将来の住宅や教育、老後資金となる原資が生み出されより将来設計に余裕や幅が出る事になります。

メルマガでもお伝えしていましたが家計の見直しでも特に重要なのはなんといっても『節約』からになりますが、節約の対象となるものには固定費と変動費という2つがあり、それぞれ以下のようなものがあります。

固定費・・・家賃、生命保険、損害保険、通信費、新聞など

変動費・・・食費、水道光熱費、交際費など

2) まずは固定費を見直す！その注意点とポイント

節約をすればお金が生み出されると理解するのは簡単ですが、実際にやるとなった時がなかなか続かず大変なものだという印象があるでしょう。

しかし、それは実は節約を少し誤解しています。

節約というと、見直しのしやすい日々の食費や交際費、レジャー費から削ろうとしますが、実は**真っ先にやるべきは固定費の節約（見直し）**になります。

固定費のというのは見直すのが少し大変ですが、ずっと同じ額を支払っていくものなので、一度見直すことができれば、大きな金額を節約する事ができる上に、その後は特に何もしなくていいものです。ですので、食費や交際費の前にまずは固定費を見直すようにしましょう！

そして、固定費の見直しは色々あるのですが、特に見直しによる効果の高いのは携帯通信費と生命保険です。

携帯通信料

携帯電話は今の時代を生きていく上で欠かせないものになっていますが、携帯（スマホ）の料金は普通に1人6000～8000円も払っている人が多いです。

しかも、それが1人ならまだしも、家族が2人、3人となればあっという間に、2万円を超してきます。

・格安スマホを活用する

そこで、スマホをお持ちの方は、一度は「格安スマホ」という言葉を聞かれたことがあるのではないのでしょうか。

実際に安くなるの？と思われる方もいらっしゃると思いますが、ドコモ、au、ソフトバンクといったいわゆる3大キャリアを使っている方が格安スマホに乗り換えたら、毎月2～3000円程度で利用できます。

実際に、僕自身も au から UQ モバイルに乗り換えましたが、毎月6000円くらい払っていたのが、半額の3000円程度になりました。

ただ、僕の場合は無料通話が付いていたり、通信制限もある程度あったりするので、格安スマホでもこれくらいしますが、ほとんど使わないという方はもっと安い携帯会社などもあったりします。

会社によって特徴は様々なので、ここでどこがおススメというのは難しいのですが、それぞれHP などで見積りもできますし、機械の操作が苦手だったり、やっぱり人に聞いてからでないと、、という方も、今は家電量販店の店頭で話が聞けるようになっています。

目安としては、僕のように電話もするし、外でデータ通信をしたりするという方は、2000～3000円程度。

電話はあまりしないか LINE 通話で十分という方で外で携帯をそんなに触らないという方は、1000～2000円程度になる事が多いようです。

もし家族全員分これだけ通信費が下げる事ができれば毎月1万円を生み出すというのはそう難しい事ではないですよ。

・格安スマホのデメリット

しかし、すべてがいいというわけではありません。格安スマホにももちろんデメリットはあります。

- ① **キャリアメールが使えない**・・・〇〇〇@docomo.ne.jp のようなものです。Gmail などのフリーメールを使えばほぼ解決するのですが、たまにキャリアメールの登録しか受け付けないという時代遅れなサービスもあったりしますので、ちょっとだけ注意が必要ですがそこまで心配する事はないでしょう。
- ② **自分で設定しなくてはならない**・・・本当に格安のスマホになると、ネットで注文をして、自宅に送られてくる SIM カードを差し込みんだり、手続きを自分でしなくてはなりません。正直そこまで難しいことはありませんが、**心配だなという方は先ほどの家電量販店などの店頭販売をしている所で選ぶとよい**でしょう。
- ③ **通信速度が遅い**・・・格安スマホは自分で電波の基地局を持っておらず、先ほどの docomo などの大手キャリアの基地局を借りて、電波を飛ばしています。ですので、電波の範囲自体はほぼ一緒なのですが、通信速度はキャリア携帯に比べると劣ると言われています。

しかし、実際に通信速度が遅くなるのは、人が密集していて、さらに皆が一斉に使う時間帯（ランチ時）などですので、**行動範囲がほとんど田舎の方だと特に気にすることではない**でしょう。

実際に僕は格安スマホに代えて通信速度が遅くて、困ったなという事はほとんどありませんでした。

- ④ ライン@が使えない・・・LINE が提供しているビジネス版の LINE アカウントが作れるサービスのライン@は年齢認証が必要で、それができるのが、キャリア携帯+ワイモバイル+LINE モバイル（H30年11月確認）になっているので、もし今後農業経営でお客さんとのやりとりにライン@を使うという方は少し注意されて下さい。
（個人的には格安スマホに変えて困ったのは唯一これだけでした笑）

デメリットと言えはだいたいこの辺りだと思います。
しかし、書いたようによほどスマホ依存症というような方でなければ、そこまで大きく困ることはないでしょう。
細かいことを気にするよりも、毎月の通信料が大幅に下げられるというメリットを意識して可能であれば、格安スマホに変更されてみて下さい。

※格安スマホについて昔ブログで記事を書いていますのでよかったら参考にしてみてください

↓↓

<https://noukaftp.net/2018/04/04/noukakakuyasusumaho/.html>

生命保険の見直し

次は皆さんが一番気になっているであろう、**生命保険の見直し**についてです。

皆さんは生命保険には加入されていますでしょうか？

日本人と言うのは保険が好きなので、ほとんどの方が生命保険や医療保険などに入っているという現状があります。

しかし、生命保険というのは実は『人生で2番目に高い買い物』と言われています。

※ちなみに1番は住宅です。

日本人と言うのは住宅を購入する時は、わからないなりに一生懸命調べて購入するのですが、なぜかその次に高い買い物にである保険については、**保険屋さんの言われるがままに加入していたり、あまり深く考えずに加入している**という方が本当に多くいらっしゃいます。

生命保険では『**生命保険は大きな保障だけを掛け捨てで安く**』というのが鉄則になります。

日本人は保険の営業マンにいいように言われ、必要以上の保険に加入している事も多いので、月に数千円どころか、月に1万円以上も今よりも保険料を下げるという事も可能になります。

結論だけ先にお伝えしますが、農家の方で基本的に必要な生命保険は以下にあるものくらいになります。

- 定期保険
- 収入保険
- 就業不能保険+（所得補償保険）

え、医療保険やがん保険は？と思われるかもしれませんが、それはこれからしっかり説明していきたいと思いますのでご安心下さい！

3) 生命保険の見直しのポイント

生命保険の見直しで大事なポイントは2つあります。

1つ目のポイント

リスクにはいくらお金がかかり、その時に公的保障からいくらカバーがされるかを知ること

2つ目のポイント

差額（手出し）分を手持ちのお金でカバーができないか知ること

保険本来の機能というのは経済的バランスが取れなくなったという時の経済的損失を補うためのものです。

簡単に言えば、自分では準備できなかったり、支払えなかったりするようなどうしようもない状況のために保険を掛けるということになります。

しかし、日本人の多くは「リスク」という言葉に惑わされて
リスクがある＝保険に入らなければ
と勘違いしています。

これはまんまと保険会社の策略にはまっている証拠です（笑）

きちんと生命保険の入り方を教えて貰えなかった方は

- ① こんなリスクがありますよ
- ② これだけお金がかかりますよ
- ③ 保険に入るとこんなにお金が受け取れますよ

だから安心ですよ！保険に入りましょう！
というような形で保険に加入を推してきます。

しかし、本来であれば

- ① リスクの種類とカバーしてくれる公的保障は何か
- ② 公的保障と貯蓄ではカバーできない金額を知る
- ③ できなければ保険を検討 ←ここでようやく

という流れになります。

この手順が踏めた人は、本当に必要なものだとしっかり納得してから保険に加入します。

しかし、本当に納得し理解した保険に加入していなければ、たとえ亡くなった時に1億円が支払われる生命保険に加入していても、おそらく**本当の安心は得られない**でしょう。

ですので、保険の本来の機能というのは**経済的バランスが取れなくなった**という時の
経済的損失を補うためのものという事をしっかり理解して

すこし、大変かもしれませんが人生で2番目に高い買い物だと
しっかり認識し、自分できちんと理解して納得のいく保険に加入する事です。

では、具体的な保険の見直しの方法について、先ほどの①～⑥の流れで詳しくお伝えしていきたいと思います。

リスクの種類とカバーしてくれる公的保障は何か

保険の見直しで一番初めに知らないといけないのが

- ・どんなリスクの種類があるかという事
- ・それをカバーしてくる公的保障には何があるのか

という事になります。

リスクがあったとしても、**公的保障でカバーができるのであれば保険なんて必要ない**ですからね。

ではリスクの種類とそれをカバーする公的保障の一覧をご覧ください。

公的保障	リスクの種類	民間の保険
遺族年金	世帯主の死亡	・定期保険(収入保障保険)
健康保険	病気やケガによる入通院	・医療保険 ・傷害保険
農家の場合は無し	就業不能	・就業不能保険 ・所得補償保険
障害年金、障害者手帳	障害を負う	・生命保険 ・傷害保険 ・介護保険
老齢年金	長生き	・個人年金
介護保険	介護状態になる	・民間介護保険

ご覧のように、就業不能以外のリスクに対しては何かしらの公的保障（左側）があります。

そして、右側は同じくそれぞれのリスクをカバーする民間の保険の種類になります。

ここで思い出して貰いたいのが、第1部の社会保障のパートで日本の社会保険は手厚いという事でした。

このリスクをカバーしてくれる公的保障については、そちらでそれぞれ詳しく説明しています。

公的保障と貯蓄ではカバーできない金額を知る

では、次のステップです。

先ほどリスクの種類とカバーしてくれる公的保障をご紹介しました。
しかし、大事なのはリスクが起きた時にはお金がいくらかかり、公的保障でどこまでカバーができるかという所でしょう。

ですので、それぞれのリスクが起きた時にいくら掛かるのかを知り、カバーしてくれる金額を確認し照らし合わせればいいだけです。

それでもカバーができない分も、貯蓄で賄うことができる範囲であれば、保険は要らないという事になります。

大事なのは「**経済的にバランスが取れなくなった**」ときに保険は必要になるでしたね。

では、先ほどの表のリスクの種類を上から順に確認していきましょう！

世帯主の死亡（生命保険）

稼ぎ頭のご主人が亡くなった時に一番影響があるのは「収入が途絶える」という事でしょう。

仮に年間手取りで200万円を稼いでいたという場合はまるまるその分の収入が無くなるということです。

では、このリスクが起きた時にカバーしてくれる公的保障は「遺族基礎年金」です。先ほどの社会保険のテーマでもお伝えしましたが、

780,100 円+子の加算

H31 年 6 月

現在

※子の加算 第1子・第2子 各 224,300 円
第3子以降 各 74,800 円

※厚生年金に25年以上加入していて農業を始めた場合はこれに加え厚生年金からも支給があります。

しかし、この遺族基礎年金が受け取れるのは子供が18歳になる年度末までです。

ですので、仮に生計を支えているご主人が亡くなった後は、奥様がしっかり働いて生活できるくらいの所得を稼げればいいでしょうが、**基本的にはこの遺族基礎年金の金額では足りない**という場合がほとんどでしょう。

あとは貯蓄で賄えるかどうかという所ですが、ご主人の万が一が50代だったとして、その頃には十分な貯蓄ができているという事も考えられます。

ただ、年齢が若かったり支出が多い家庭なんかはやはり貯蓄で賄うというのは少し厳しいと思われます。

ですので、結論としてはこの世帯主が亡くなるリスクが起きた時には、**公的保障や貯蓄ではカバーが難しい場合が多く生命保険を検討する事になる**でしょう。

生命保険の選び方

生命保険（死亡保障）って色々あって、どうやって選べばいいのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。

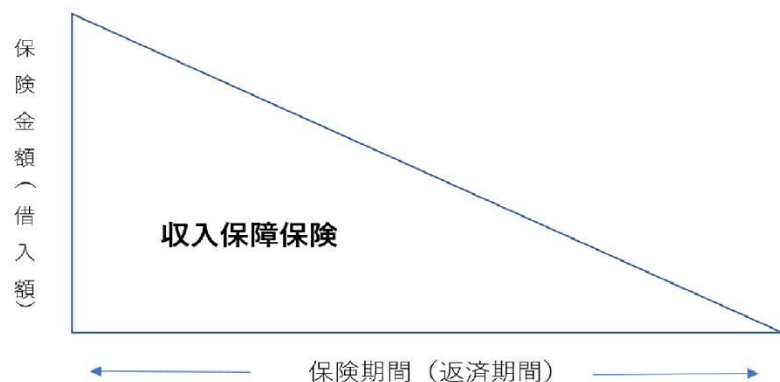
実は以下の2つのポイントを押さえておけばそう難しい事はありません。

ポイント①・・・基本的に収入保障保険（掛け捨て）を選ぶ

死亡保障には一定期間保障金額が変わらない以下の画像のような四角型の定期保険ではなく



こちらの年々保障が自動的に減っていく **三角型の定期保険である収入保障**に加入します。



※自動で保険金額が下がっていくので
見直しの必要は無し

通常、必要な死亡保障額というのは年数の経過によって減っていきます。
ですので、最初の四角型の定期保険の場合は保障額が一定なので、数年もすると**死亡保障の掛けすぎ**という事になっています。

さらに、保険料は簡単に言えばこの図の面積によって決まるので、面積が狭くて、勝手に死亡保障額が下がっていく収入保障保険の方が格段に保険料も安くなります。

ですので、基本的には**死亡保障は収入保障保険を選ぶように**して下さい。

ポイント②・・・掛け捨ての一番安い収入保障保険を選ぶ

こういった死亡保障というのは、亡くなった場合に保険金が支払われるというシンプルな仕組みですので、医療保険や自動車保険のように支払われる条件を細かく考えずに、**必要保障額に合った収入保障保険の中で一番安いものを選ぶ**ようにしましょう。もちろん掛け捨てのものになります。

特に近年は掛け捨ての死亡保障は値下がり傾向ですし、非喫煙者で健康体の方は保険料がさらに安くなるような保険もあるので、四角型の保険に加入していて、全然見直していないという方は見直しされると保険料がぐんと下がる可能性も高いです。

この2点を踏まえて、必要な死亡保障額分の収入保障保険に加入されると良いでしょう。

もっと詳しく知りたい！という方は僕のこちらの記事↓で詳しく説明しています。

<https://noukaftp.net/2018/04/10/shinkishuno-kariire/.html>

※借入に対する保障をテーマに書いていますが、家計でも同じ考え方ができます。

病気やケガによる入通院（医療保険・がん保険）

次はもっと身近な話なのでわかりやすいかもしれませんね。

普段生活をしていてケガをしてしまったり、病気になって入院や通院するという事があります。

いくらかかるかというのはそのケガや病気の種類によって異なりますが、よほど大きなケガや病気をしない限りは基本的にはそんなに長く病院にかかることはないでしょう。

さらに入院したとしても今は平均入院日数は平均で31.9日ほどとなっています。

[参考：入院した場合、入院日数は何日くらい？ | 公益財団法人 生命保険文化センター](#)

2014年の統計ですので現在は入院がさらに短期化してきているので、今はもう少し減っているかもしれません。

そして、何よりこのリスクをカバーする公的保障には国民健康保険があります。

ご存知の通り治療費というのは3割負担ですみますし、国民健康保険には高額療養費制度がありましたね！

仮に治療費が100万円かった時でも月8万強の治療費で済みますので、ある程度貯蓄があれば十分支払えるはずです。

医療費が払えなくて自己破産したというような話聞かないですよ？（笑）

社会保険のパートでもお伝えしましたが、おさらいも兼ねて抜粋して載せておきますね！

（正直1回で覚えられるようなものでもないですし、必要な時に見返して貰えれば大丈夫です笑）

※高額療養費制度

国民健康保険には高額療養費制度といって手厚い保障の仕組みがあります。これは病気やケガなどで病院に掛かった時の治療費の自己負担額が高額になった場合に収入に応じてその自己負担額に上限が掛かる制度のことです。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1 %
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1 %
ウ	年収約370～約770万円 健保：標額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1 %
エ	～年収約370万円 健保：標額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

参考：[高額療養費制度を利用される皆さまへ](#) | 厚生労働省

例) 100万円の医療費で、窓口での負担が30万円となった場合（年収400万円の場合）

$$\begin{aligned} \text{負担の上限額} &= 80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% \\ &= 87,430\text{円（実際の自己負担額）} \end{aligned}$$

ワンポイント

- ・治療が長期化した場合で12カ月以内に3回目以上該当した場合は4回目以降の自己負担限度額は「多数該当」となり自己負担金額がさらに下がる。
- ・1日から末日までにかかった医療費が該当するので、月をまたいで入院した場合は限度額の支払いは2回分となりますので、もし入院の予定が月末とかであれば少し先延ばしにしても問題無い場合は翌月の月初に入院するといっ

たことも考えられます。

- ・高額療養費制度は基本的には支払った治療費の自己負担分は一度自分で治療費を支払い

あとから申請により自己負担額を超えた分を国民健康保険から払い戻されるという仕組みになっているのですが、病院の窓口で「**限度額適用認定証**」と健康保険証を一緒に提示すれば窓口での支払いは自己負担限度額までとなりますので、一時的な大きな支払いは避けられます。

限度額適用認定証については国民健康保険の場合は各市町村の国民健康保険の窓口へ申請する形になりますので、もし自分やご家族が入院するとなった時にはこちらの準備もお忘れのないようにしましょう。

- ・健康保険が適応外の治療費や差額ベット代や食事代などの治療費以外の出費に関しては

高額療養費制度の対象とはなりません。

医療保険は必要か？

ただしそれでも、治療費の自己負担無いというわけでもありません。

食事の一部（１食４６０円）であったり差額のベッド代金というのは全額が自己負担になります。

お金が無いのに個室に入りたいという人はなかなかいないと思いますがこういった自己負担の分が心配だから医療保険に入りたいという人も中にはいます。

その時には、保険に加入した時に受け取れる保障の金額とトータルコストを考えてみて下さい。

例えば、入院したら日額１０,０００円の給付金が出る医療保険に３,０００円／月で加入した場合で考えてみましょう。

人生１００年時代と言われてますので仮に９０歳まで生きたとします。
３０歳の男性ですので支払い期間は９０歳までの６０年となりますので

トータルコストの計算式は以下ようになります。

「３,０００円／月 × １２カ月 × ６０年」

つまり支払う保険料の総額は６０年間で２１６万になります。

ただ、これだけではこの保険料が高いか安いかはまだ判断できません。
この医療保険に入っているとし、倍の金額が確実に受け取れるのであればそれはお得だよねという話です。

先ほど平均入院日数は平均で31.9日とお伝えしました。約32日ですね。2014年の統計ですので現在は入院が短期化してきているので今はもう少し減っているかもしれません。

仮にこの平均入院日数で90歳までに3回入院し、そのいずれもおなかを開くような重大手術をした場合に受け取れる給付金は以下ようになります。

〈入院給付金〉

32日×3回×1万円（入院日額）＝96万円

〈手術給付金〉

40万円×3回＝120万円

合計216万円

これでようやく支払う保険料（トータルコスト）とトントンになります。

こんなに大変な目にあったのに、あと1回入院して手術すれば払った保険料分以上の保険金が受け取れるぞ！なんて考えたくもないですね。

このようにトータルコストで考えると医療保険って本当に高い金額を払うものだということがわかります。

ただ、それでも医療保険が有難がられるのは、入院して保険会社から給付金が貰えたと勘違いしてしまうからです。

その分、しっかり保険料を払っていることを忘れないようにしましょう。

こんなに保険料を払うくらいなら何かあった時は手出しをするという方がよっぽどましですね。

ちなみに、**ケガの保険（傷害保険）も医療保険と同様の考え方でOK**です。

病気やケガで一番問題なのは働けなくなった時に収入が入ってこなくなるという事でしょう。

しかし、それは治療費の問題ではないのでその話（長期休養）については、また後ほど別でご説明します。

高齢者になった時に医療保障が必要になるのでは？

よくご相談時に質問があるのですが、今は必要無いけど、高齢になった時に医療保険が必要になるのでは？というご質問が多く寄せられます。

確かに、高齢者になった場合でも今よりも治療の回数などは増える可能性は十分あり得ますが、それでも**医療保険はある程度の貯蓄を維持できるのであれば不要**でしょう。

1 番の理由は日本の**健康保険制度（後期高齢者医療制度）がとても優れているから**です。

現状では75歳以上になった場合は**後期高齢者医療制度**といって、年金暮らしの方は治療費の自己負担は1割ですし、高額療養費制度の自己負担限度額も入院外来で5万7600円/月、通院は1万4千円/月ですので、治療費自体はそこまでかかってきません。病院もそんなに長く入院はさせて貰えません。

将来どうなるかというのはもちろんわかりませんが、年々治療が進歩し、入院日数も少なくなっているのに、反対に未来では入院がどんどん長引くというのはあまり考えられないと思います。

それと変な話ですが、もし仮にずっと入院するような病気をされたのであれば、介護施設に入居している時よりも費用はずっと安くつくでしょう。介護施設に

入居できるだけの蓄えがあれば十分対応できます。

しかも、自宅や介護施設から通院治療がメインとなり結局医療保険が使えなかったら、貯蓄も出来ない上に、保障も受け取れないという悪循環になります。

それであれば、入院の保障を持つよりも、介護などの様々な場面に対応できるように現金で持っておく方がリスク対策としては有効でしょう。

一般的な病気の治療ではほとんどが保険適用の治療ですので、数十万円程の備えで十分足りるでしょう。

ですので、高齢者に対する公的な保障が手厚いという事をご理解頂ければ医療保険は高齢になっても特に必要ないと言えるでしょう。

がん保険は必要か？

さて、医療保険とケガの保険（傷害保険）は不要だと言いました。

では、がん保険の場合はどうでしょうか？

そもそも、がんも病気の1つなのに、なぜがん保険という独立した保険があるのか。

それは、がんというのは他の病気に比べて、再発や転移があったり、入院ではなく通院での治療がメインであったりして少し特殊な病気だからです。

不確定要素が多いので、がんに対しての備えというのは考え方が様々で、一概に何が正解とは言えないのが現状です。

だったらがん保険は必要になるのかな？と思われるかもしれません。

しかし、結論から言えば、**がんの場合もある程度の貯蓄があって、高額療養費制度を利用すればがん保険は基本的に不要**です。

その理由を説明していきますね！

がんの治療に有効とされている、3大治療には以下の3つがあります。

- 手術
- 放射線
- 抗がん剤

このいずれも**基本的には公的保険が適用**されますので、治療費の支払いにそう過度に心配することはありません。

また、月1000円でがんの治療すべてのがんの費用を賄える保険があれば、誰もが入るでしょうが、長期化や自由診療など様々なことを想定してがん保険に加入する場合は、保険料が高くなりがちです。

特に保険適用外の治療となるのは、抗がん剤の治療になるのですが、ほとんどの保険会社の抗がん剤の保障は「更新型」となっており、年齢が上がる程高くなります。

さらに、2人に1人ががんになると言われていますが、**実際は60～70歳といった高齢者の方が割合は断然多く**、保険料の負担が高くなって支払えない、もしくはがんになるかならないか分からないのに、高額な保険料を支払い続けないといけなくなる。という状況になります。

そう考えると費用対効果に優れ全てをカバーできるがん保険は個人的には無いと思っています。

そして、保険適用というのは効果が認められる治療という事になるので、医者も基本的には保険適用の治療を案内するそうで、これまで何度もご紹介してきた**高額療養費制度**などもあるので、ある程度貯蓄がある方は特にがん保険は不要というのが僕の考え方です。

しかし、他の病気に比べたら確かに、治療費以外に通院交通費やその他諸費用が余計に掛かるのは確かであり、**ある程度の貯蓄を持っておく必要はある**でしょう。

ですので、貯蓄がある程度（1年分の生活費）貯まるまでは、**掛け捨てで定期タイプのがん保険**に加入して、**ある程度貯蓄が貯まったら解約する**という方向で大丈夫でしょう。

ただ、住宅ローンを抱えている方などは、がんになったらローンが無くなる**【がん団信】**は保険料も安く、大きな保障を得られるので**検討は必須**です。

※ご参考までにがん保険の検討についてさらに詳しく解説した記事を載せておきます。

「農家にがん保険は必要？3つの落とし穴についてFPが解説！」

<https://noukaftp.net/2019/03/14/ganhokenotoshiana/.html>

（罹患率などをテーマに書いています）

「がんに備える＝がん保険」という考え方は捨てよう！ 「がん」に対する正しい備え方を解説します。

<https://manetatsu.com/2019/06/190457/>

（がんへの備えの基本的な考え方を書いています）

先進医療特約は？

医療や保険に詳しい方はご存知かもしれませんが、先進医療といって**健康保険が対象とならない最先端の治療**があります。

自由診療とも呼ばれ、**治療費が全額自己負担**となるので、がんの治療に用いられる、重粒子線治療や、陽子線治療は200～300万円も治療費が掛かると言われています。

これを売り文句に最大1～2000万円まで保障！と大々的に謳い、医療保険やがん保険の加入を促しています。

しかし、先進医療といっても数百万円も治療費が掛かるのは、さきほどの重粒子線治療や陽子線治療などのごく一部の治療であり、これらを利用したのは厚生労働省のデータでは、**年間で3,000～4,000人程（2016年）**とされています。

その年のがん全体の罹患者は99万5,132人ですので、全体の約0.4%のがん患者が先進医療を受けているという事になるので、確率としてはかなり低いものになるでしょう。

お金が無いから受けれないというよりも、そもそも粒子線治療の適用条件が厳しいのが原因のようです。

また治療効果や副作用から受けられるのも生涯で1度きりとも言われているので、**最高1000万の保障があったとしても、使い切らない**でしょう。

ですので、基本的には先進医療特約は不要です。

特に**先進医療特約に入りたいが為に、医療保険やがん保険に加入してはいけません。**

この点に関して詳しく書いた記事があるので、よければそちらをご覧ください。

「先進医療特約」のために、保険に入る必要はあるのか？ 特約内容、メリットから考えて出した答え

<https://manetatsu.com/2019/04/175999/>

就業不能となった場合は？

先ほどまでは、病気やケガでの治療に対しての話でしたが、今度は働けなくなった時の事を考えてみましょう。

いくら入院が短くなったからといっても、病気やケガの内容によっては、長期の休養が必要で、働けないというリスクもあります。

先にお伝えしておく、自営業者の場合はこの**就業不能に対する保障は必ず必要になります**。

自営業者は就業不能となった場合に、国から受け取れる公的な保障というもの、基本的にはありません。（障害を負った場合は障害年金があります。）

なので働けなくなった場合に、収入が入ってこなくなるリスクに備え、「**就業不能保険**」に加入しておく必要があります。

就業不能保険には大きく分けて2つのタイプがあります。

1、 民間の生命保険会社の商品

基本的には、65歳や70歳までというように、長期で契約するものがあります。**更新などが無く保険料もずっと一定になっています**。

重い病気により長期の休養やずっと働けないリスクに対する備えに対して保障を持つことができます。

※免責日数は60日や90日、120日などが一般的なので、障害などで長期期間働けなくなった時への備え

2、 損害保険会社の商品

こちらは基本的には、**1年更新のものが多く、所得補償保険**と言われています。

補償される期間も1年程度の補償のものも多く、**ケガなどによる短期の就業不能に対する補償を持つことができます**。

ただし、中には団体契約などの保険は、生命保険と同じように長期で契約できるものもあります。

※免責日数が7日～選べる（インフルエンザなど超短期で働けない分は保険に頼らずに自分で補填するという考え方）

たまに医療保険の代わりに就業不能保険に加入される方もいらっしゃいますが、これらの保険は医療保険と比べて入院はもちろん自宅療養でも保障（補償）される上に、医療保険は「入院時のみ＋保障日数が1つの病気で60日や120日まで」の保障となるので、収入面のカバーはこちらの方が最適でしょう。

※所得補償保険は入院時のみなどを選択すると保険料もかなり安く加入する事ができます。

医療保険はあくまで入院時の治療費の備えなので、それよりも大きな損失が考えられる収入減少などには、それ専用の保険を選ぶようにしましょう。

〈就業不能保険を選ぶ際のポイント〉

- ① 保障額は死亡保障額に合わせる
- ② 各会社により支払う条件が異なるのでチェックしておく
- ③ 保障内容に応じて保険料が上がるので必要以上の保障がある保険は避ける

優先順位としては、**まずは長期の保障（1年以上）に加入するように**しましょう。基本的に長期の保障に加入すれば、短期の保障への加入は不要ですが、保険会社によっては長期の保障は病気になってから1年半を超えてから支払われる会社

もあるので、
その場合は別の保険会社を検討するか、もしくは短期の補償と組み合わせて加入するようにしましょう。

こちらの以前の記事にも就業不能保険について詳しく書いているので
もっと知りたいという方はこちら↓をご覧ください。

<https://noukaftp.net/2018/07/03/hatarakenakunattatokinohoshou/.html>

『農家におすすめ！働けなくなった時の保険とは！？』

病気やケガでの入通院に対する保障まとめ

「高額療養費制度」があるので、治療費などはある程度の貯蓄（最低半年分の生活費）があれば心配することはありません。

もし掛けるとするなら？

さて、少し長かったですが、ここまでで「病気やケガによる入通院」のリスクや備え方についてお伝えしてきましたが、最後にもしこのリスクにおいて保険が必要になるという場合を書いておきますね。基本的にはこの2つで十分でしょう。

① 就業不能保険など長期で保障が必要となり貯蓄で対応できない

もの

② お金が貯まるまでの定期型医療保険とがん保険に加入する

※定期タイプとは・・・契約が何歳～何歳までと決まっているので保険料が割安。ただし、年齢を重ねると保険料が高くなるので、それまでに貯蓄をして解約するのが合理的

障害を負う

もし、なんらかの原因で障害を負い、1年半を経過した時にも所定の状態にある場合は、**公的年金から障害基礎年金が支給されます**。

収入が賄えるほどは支給されませんが、先ほどの就業不能保険に加入しておくと、障害を負ってし働けなくなり、収入が途絶えたという場合でもカバーができますので、そういった意味でも**就業不能保険への加入しておきましょう**。

※以下は障害基礎年金から支払われる条件や金額です。社会保険パートでもお伝えしましたが、もう一度確認しておきましょう！

④ 障害基礎年金

初診日より18カ月が経過した際に、所定の障害状態がある場合に障害の程度により障害基礎年金が支払われます。

自営業者の加入する国民年金の場合は障害等級が1級もしくは2級と認定された場合に障害年金が受け取れますが、いずれも働けない状態となる程度とされています。

受給金額

- 【1 級】 780,100円×1.25+子の加算
- 【2 級】 780,100円+子の加算

H

31 年 6 月現在

※子の加算

- 第 1 子・第 2 子 各 224,300 円
- 第 3 子以降 各 74,800 円

参考：[障害基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法 | 日本年金機構](#)

※詳しい認定基準や要件が気になる方は参考のリンク先にも記載がございますのでご覧ください。

例) 50歳の個人農業を営む方が病気で倒れ、1年半後も症状が回復せずに障害等級が2級と認定された場合に18歳未満の子供が1人いた場合に受け取れる障害基礎年金は年間100万4000円となります。

長生きへの備え

現代ではどんどん寿命が延びており、今や長生きもリスクと言われる世の中になってきています。

そんなリスクをカバーしてくれるのが、**公的年金（国民年金）**になります。

ここで抑えておきたいポイントは

① 年金だけではカバーできない

② かといって民間の保険にいいものは無い

という点です。

低金利の今の時代は、保険会社の老後への対策となる商品はどれも利率がとことん悪いので「**個人年金**」、「**低解約終身**」などに絶対に加入してはいけません。

さらに、日本円ではなく外貨建てだと利回りがいいというセールスマンもいますが、満期や解約時に為替がどうなっているか予測がまったくできないので、リスクが高い上に、**保険会社が取る手数料が半端なく高い**ですので、高いリスクを取る割に全然増えません。

それであれば、元本保証に近い制度のある「**農業者年金**」や「**公的年金の繰り下げ**」の方がリスクも無く、受け取れる年金の金額も段違いです。

民間の保険会社で長生きに対する保障を持つことを考えるのはやめましょう。

※以下は国民年金から受け取れる年金額です。

（厚生年金の加入歴がある方は、これに加入分がプラスされます）

もう一つの特典の、公的年金簡単確認シートも利用してご自身の年金額をチェックされてみて下さい。

⑤ 老齢基礎年金

原則65歳になった時から受け取れる年金のことです。

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

保険料を全額免除された期間の年金額は1/2（平成21年3月分までは1/3）となりますが、保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。

受給金額

780,100 円（満額）

H31 年 6 月現在

参考：[老齢基礎年金の受給要件・支](#)

[給開始時期・計算方法 | 日本年金機構](#)

例)

自営の個人農業を営む人が20歳から60歳まで国民年金の保険料を満額支払ったとした場合に、65歳になったら受け取れる老齢基礎年金の額は年間78万0,960円となります。

介護状態になる

いよいよ最後のリスクの話になりますので、最後まで頑張って確認していきましょう！

長寿化によるもう一つの問題として、介護状態になってしまうというリスクが挙げられます。

介護への備えで心配なのは、**自分が住む地域で質の良いサービスが受けられるのか、そして費用はどれくらい必要なのか**という事です。

現在では、入居する施設に応じて月々の費用は7万～10数万円と幅はありますが、負担する金額は大きいものになる上に、施設によっては入居時の一時金（0～数千万円）が必要となる事も多いです。

介護状態やどんなサービスを受けるかで、いくらお金が掛かってくるかは人それぞれですが、それだけ介護にお金が掛かるという事は頭に入れておきましょう。

ですが、介護に関しては今すぐどうこうというわけではなく、かなり先の将来の話となり、その時の働いている状況や物価の変動もあるでしょう。

現在50歳の人であれば、要介護認定を受ける可能性が高まるのは80歳以上の年齢とされており、30年以上も先の社会や介護の状態を予測するのは難しいでしょう。

しかし、公的な介護保険制度があると言えども、30年後でも介護に大きな金額が必要になる可能性は高いので、**どうにかして備えておくべき問題ではある**でしょう。

では、公的保険だけではカバーできないとなると、民間の保険でカバーした方がいいのか？

という事になりますが、現在販売されている介護保険のほとんどは、所定の介護状態になった場合に、年金や一時金として保険金が支払われることになります。

一見良さそうに感じますが、介護保険はその分高い保険料を支払わなくてはなりません。

将来必ずしも介護状態になるかわからない上に、保険会社の設定する基準で保険金は支払われるので、使い勝手としてもそこまで良いといえませんが。

ですので、介護が必要になる将来の時期までに、自分達に必要なと思われる金額をある程度準備しておく事が介護にも、その他のリスクにも備える一番の手段となるでしょう。

おわりに

最後までお読み頂きありがとうございました。

社会保険のパートではおそらくあまり聞きなれない言葉なども多く、すぐに頭に入れるのは難しいかもしれませんが、日本の社会保障は手厚いんだなという事をまずは覚えて貰えればと思います。

最初にお話したように、社会保険はお金の話をする上で必ず必要となる知識です。
気になった時にはこの特典を見直し、大事なところをその都度確認しながら少しずつ覚えていって貰えればと思います。

あとは、家計の見直しパートに書いてある事もしっかり自分の家計に反映し『ムリ、ムラ、ムダなく』お金の準備やリスク対策をしていくことができれば、より安心した農業ライフが送れると思います。

家計の見直しはまずは固定費からです！

昔と違い今の時代は『自助努力』の割合が大きくなり、きちんと準備する人としない人では、将来大きな差となって返ってくることでしょう。

将来ずっとお金に困らずに豊かに暮らす為にも、きちんとした家計の目標を定め、その目標を達成する為に効率の良い正しい手段を選び、それぞれの人生の目的を達成出来るように、まずは出来る事からコツコツとやっていきましょう！



最後までお読み頂きましてありがとうございました。
なにかありましたら遠慮なくお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

農業専門ファイナンシャルプランナー
西田 FP 事務所 代表 西田 凌（にしだ りょう）

【事務所住所】

佐賀県佐賀市早津江 763-2

HP URL <https://noukafp.net/>

MAIL info@noukafp.net

Facebook <https://www.facebook.com/noukafp/>

※電話番号はご請求時に遅延なく開示しております。

◆特定電子メール法に基づく表示

<https://noukafp.net/tokuden>